

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年八月三十日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第百五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

(植物防疫法の一部改正)

第六十三条

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければ」を「これを告示するとともに、その旨を農林水産大臣に報告しなければ」に改め、同項ただし書及び同条第五項を削る。

第二十五条第一項中「前条第五項の」を「前条第四項の規定による」に、「基き」を「基づき」に改める。

第二十七条第一項中「第二十四条第五項の」を「第二十四条第四項の規定による」に、「基き」を「基づき」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(植物防疫法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 この法律の施行の際現に第六十三条の規定による改正前の植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされている協議の申出は、第六十三条の規定による改正後の植物防疫法第二十四条第四項の規定によりされた報告とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣 菅 直人
財務大臣 野田 善博
文部科学大臣 高木 佳彦
厚生労働大臣 細川 義明
農林水産大臣 鹿野 道彦
経済産業大臣 海江田 万里
国土交通大臣 大島 章宏
環境大臣 江田 五月
防衛大臣 北澤 俊美